

三業惑亂史上に於ける寶嚴の地位と

講師深勵の苦闘

桑 谷 觀 宇

(一)

『願生歸命辨』上梓以來、久しく之が評破を試むるものなかりし點に就いては種々な臆測も可能なることであるが、是れは中井師所説の如く、功存は龍養破邪の功に依つて能化に擢むでられ、かつ文如宗主の信用厚きものあり、加ふるに當時學匠の間に全然德望なかりし譯でもないから、自然諸匠多く之を寛容し、更には事實心服せざる人々も深く追究する所なかりしが爲に相違ない。(一)

然れども、そが『歸命辨』に禍ひせられ、時と共に擴大する法義の亂れを直視する正義の士は、堪え難き不満を忍びつゝ、與論の擴充に努め、以て時期の至るを待てることであらう。所が俄然泉州大麟の『眞宗安心正僞篇』により、論戰への序幕が切つて落された。時に天明四年、實に『歸命辨』公開以後二十一年目の事であつた。之に對し、功存の門人崇廓は『傍觀正僞篇』を以て酬ひ、玄仗亦『彈妄釋疑篇』を草して反擊せるも、續いて『歸命辨』論破の巨彈を放てるが大谷派美濃西園寺寶嚴の『興復記』^(二)一卷である。これ全く該書に禍ひせられ、

「異説年ヲ逐テマスノ盛ニシテツイニ吾東派ノ愚蒙ヲ蠶食」(『歸命本願訣』)

するの現状を自撃しては最早拱手望觀なし難く、遂に起つてそが謬見のよつて發る根源をば粉碎せむと意志せるに基づくのである。天明七年該「興復記」は文鏡堂より開板せられ、天下に公表さるゝ事となるや、そが駁論頗る鋭きより辨主の徒洶湧し、遂に書賈に諭して密にそが版を購ひ、是を焚毀して以て本書の流布を停止せしめたのである。寶嚴この由を聞きて憤激し、同年冬十月「問難書」二卷に手簡を添へ、外に「讃岐蘆市村德榮寺密成」と書し、内には「眞宗東派讃岐高松領西法寺寶嚴」と實名を記して功存に送り、七十日を以て限りとして是が辨釋を作らむ事を要求せるのであつた。『歸命本願訣』(四九頁)所が期滿つるも功存一句の通釋をも送らない。こゝに於てか、彼は翌天明八年「問難書」をば訂正して破邪の章とし、別に顯正の一章を加へて『歸命本願訣』と題し、二十七難具には百八難を指攝して功存の僻見をば徹底的に糺彈せるのである。かくては三業の徒も黙する能はず、既に早く天明七年「興復記」を所破とせる『攷輻指正錄』(寫龍谷大學藏)一卷が覺成・祐賢の合作になつて存せると雖も、越前玄仗は寛政元年六月「彈妄釋疑篇」一卷を刊行して講主功存を擁護し、續いて伊勢萊洲の「排謬翼宗篇」二卷・肥後環仲の「建幢擇邪篇」二卷等、歸命本願訣」に當り、更に同年草せられし播州善慶の「還着百八失」(寫大谷大學藏)一卷、翌年上梓されたる能州大圓の「笑旨訣」一卷亦寶嚴の見解を評駁せむ目的のもとに成れるものであつた。此處に於てか寶嚴以爲へらく、諸破の中「彈妄」正しく功存の意に出づと。故に彼は寛政二年四月、三度び「扶膜篇」一卷を開板して玄仗思辨の不當を發けるより、玄仗は更に同年六月「彈妄釋疑第二篇」一卷を公にして是に答へ、又大圓「笑旨訣附錄」も之に評破を試みてゐる。尙玄仗の「彈妄釋疑篇」(右)に、

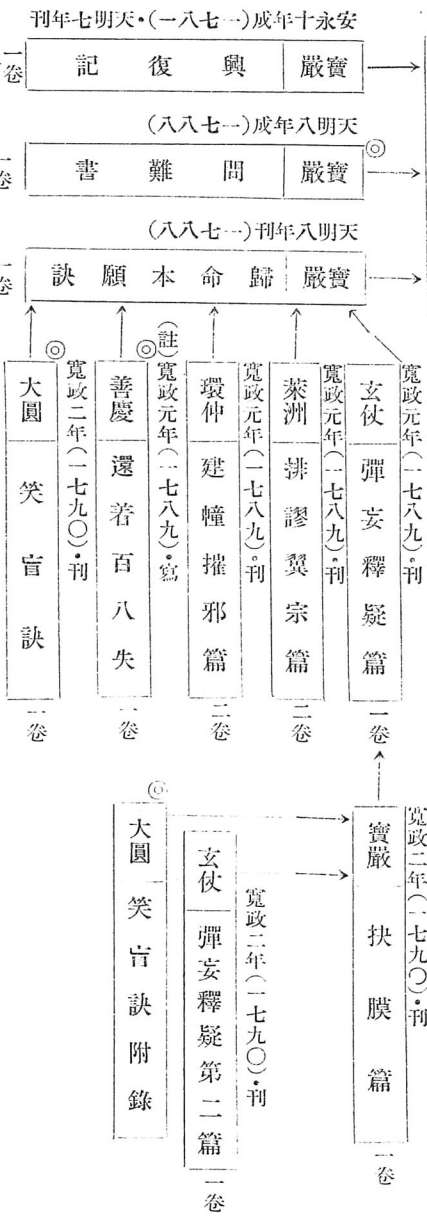
三業惑亂史上に於ける寶嚴の地位と講師深勵の苦闘

「彼記(『興復記』を指す)ステニ吾門ノ諸賢侶彈破セル書アレハ」
 と記すものあるより、かの『攷蝠指正錄』以外尙幾何かの駁書が公表されしものなるかも知れぬ。けれど今是を知る可
 き素材に接し得ざるを遺憾とする。右の如き論戰を圖示せば粗々次の如くなるであらう。

○左圖は中井師論文「三業惑亂の大觀」(『龍谷大學論叢』二六三號八頁)の記載に根柢し、◎印は今私の加へし所を示す。

寶曆十二年(一七六二)成・同十四年刊

功存 願生歸命辨 二卷



覺成 祐賢 攷蝠指正錄 一卷

〔註〕谷大『圖書館目錄』(六八四頁)に、善慶の『還着百八失』を享和元年の寫本の如くあるも、奥によれば寛政元年の誤りである。

註(一)中井玄道師論文「三業惑亂の大觀」(『龍大論叢』二六三號六頁)參照。

(二)『興復記』の奥に安永十年草稿のなれることを叙してゐるより、該書を以て破斥書の嚆矢なりと見る大原(『三業惑亂關係書解題』(『龍大論叢』二六六號一一四頁)・新道(『三業惑亂の研究』(『眞宗學報』二號二五頁)兩氏の觀方もあるが、『歸命本願訣』(四七頁)に、

「安永年中ニ經釋ヲ準繩トシテ歸命辨ノ異義ヲタ、シテ興復記トナツクル一卷ノ書ヲツクレトモ固陋ヲハチコレヲ籠ノツコニオサメテ數年ヲヘタリキ」

と語るものあるによれば、そは未だ公にされざりし事情が知られ、従つてこれを以て嚆矢となすは稍々穩當を缺く。故に大麟について『興復記』を掲ぐる『反正紀略』(眞全八頁)の記録を以て妥當とすべきであらう。

(三)『反正紀略』(眞全六九)參照。

(四)『扶膜篇』(左四)。

(五)『本願寺派學事史』(眞叢別卷)・『異安心史』(七七頁)等、何れも『問難書』二卷と記さるゝも、今は『扶膜篇』(左四)の敘述により一卷と訂正す。

(六)『排謬翼宗篇』(上・二)參照。

(二)

かくの如く、寶嚴學説を論難すべく公表せられし破斥書の多部を占むる理由が、現在この方面に關する諸研究に於て一様に説示さるゝ如く、そは功存講主擁護てふ單純なる動機に起因すと簡單に領解してよいのであらうか。よし其等の研究が、三業擾亂てふ一大法論史展開上の一分を占むるものとして該筆戰を軽く取扱はむとするによるとしても、

三業惑亂史上に於ける寶嚴の地位と講師深勵の苦闘

かゝる領解は餘りに皮相的考察に過ぎ、問題の核心より遙かに遠く、従つてこの間に介在する兩派宗學の抗争てふ積極的事情が何ら示されてはゐない。所謂學林派と在野學徒との論戰の多くが、寶嚴を中心として展開されてゐる史實に徴するも、かゝる方面の研究なきは實に不可解と云はねばなるまい。

とに角、寶嚴の論難が當時三業派の人々に驚く可き反響を與へ、彼等を極度に洶湧せしめたものは、たゞに彼の駁撃の峻烈なるに基つくと云ふよりも、寧ろ彼等が學林の面目上大に苦慮し極端に狼敗せるものは、寶嚴が全く東派所屬の學徒たりし點により重大な意味があつたのである。『眞宗全史』(六〇二—六〇三頁)にこの間の事情に言及し、

「著者の寶嚴は、一は他派なると又一は論難の猛烈なるとに由り、學林の面目上大に苦慮し、之が答辯には頗る努力せしものゝ如し、」

と述べられてゐるのは、稍々注目されし跡ありと云ふべきである。寶嚴の『扶膜篇』に、彼が功存に「問難書」一卷を送れる砌、之に添えし手簡の奥に、「モシ通釋アラハ京都六條高倉學寮へ送りタマフヘシ」(六)と記せる事を語り、かつ辨主之を披見して大に驚き、中風と稱して他行を止め、應對をとめて玄仗等三人と籠りて答釋を作製せし事情を傳聞して叙述して居るのは、私の上述せる考察の妥當を裏書きするものと云ふことが出来る。

かくてこの論戰は一往單に學林派と彼との往復筆戰に過ぎざるが如きも、再往吟味せむに、寶嚴學說を破却せむとせし本願寺派學徒の意圖が、必ず彼を通して一派學寮へと挑戰的に出でゝゐると云ふことは餘程興味を以て見らる可き點である。就中寶嚴が堂々學寮を表面に出せること、それが一面彼等をしてかゝる抗争的意識へと導ける所以たりしと共に、反面學寮に寶嚴を支持せる一派巨匠の介在せる事實を推想せしむる有力な資材ともなるのである。かゝる

想定に立つ時、越後西永寺義忠より寶嚴に送れる寛政六年の自解「意底書」の一節に、

「嚴師ハ實ニコレ海内ノ一人忝モ講主ノ尊命ヲ蒙リ、一宗ノ魁首トナリ玉ヘリ、」

と叙す一文は、實に見逃し難きこととなる。寛政六年と云へば寶嚴論戰直後のことなるから、右の筆格は當然義忠がその間活躍せる彼の功績を賞讃せるものには疑はない。従つて義忠の講主と呼ぶ人の誰人なるか謎であり、然もそが講主こそ寶嚴を支持せる人と思考してよい譯であらう。

所が之が解決の鍵を與ふる貴重な資料、それが寶嚴の著『真宗要義編』一卷であつたのである。幸ひ讃岐西法寺藏本より轉寫せられし大須賀先生所持の該書を披閱するを得たのであるが、そが叙述によれば慧琳師でなきことは明瞭である。何故なら、彼が『歸命本願訣』を著すに當り、慧琳學說の二業頼み(信行同時説を指す)なるを歎き、自らそが非を慧琳師に書き送れるに、之に對し慧琳師が

「御著作ノ義ニツキ入御念候御コトハリ致承知申候イカヤウトモ思召入ノトホリ句面宜様ニ故障無之様可被成候」

等と返書ありし事情を述べ、かつ『本願訣』所破の一分が慧琳學說にも當たる意圖なりし點をも附記してゐるに反顯せられるからである。従つて彼の筆戰に對しては、慧琳師が望觀的態度を持してゐることが知られる。(尙、慧琳師の歿時が寛政元年である點も考慮さるべきである。)次に寛政六年と云へば深勵師の講主たるの時である。所が寶嚴と深勵師とは犬猿もたゞならざる間柄の如くなれば、従つて彼が直接的支援を香月院に受けてよく本願寺派の學徒に當れるものであつたとも考へられぬ。『真宗要義編』に依るに、彼が意業偏重の意底より香月院の『御文』に對する解釋を非議し、再度意業歸命の正義たる所以を力説して深勵師を誡めたるより、爾來深勵師が彼を怨の如く憎嫉せる由を記し

てゐることに依つて、右の如き事情を明らかにし得るのである。即ち、

「講主(月院)コノ兩度ノ諫言ライキトホレルニヤ、ソノチハ小子ヲ怨ノコトク憎嫉セリ、」

との叙述が、正にそれである。寛政三年、深勵師が學妄にて『二門偈』を副講せる砌、既に寶嚴の所説を難詰し、『論』の三念門を三業歸命の文證とする三業の徒に對する寶嚴の通釋の不當を述べ、『入出二門偈講義』第四會に歸命釋下にては「告」「述」の二轉訓を本願の勅命と思想せる『抉膜篇』の解説を破し、自らは意中の言と決して却つて慧琳學説を救はむとせる跡の認めらるゝ如き、『同』第六會。月院の主張は後日之と異り、告・述を彌陀・釋迦二尊に配して却つて寶嚴のそれ(彌陀限定説)に近似してゐる。是は當時早くも兩者の意志融和に缺くる所ありし事實を推想せしむるもので、全く『要義編』の記述を裏書きするものと見做してよい。

かくて、義忠の講主と指示する所正しく寂定院慧徹師であつた様である。かの『要義編』に於て、彼寶嚴の慧琳學説評駁を支持せるが香雲庵(慧徹)たるの由語る點、及び彼が該書「古今ノ學匠ノ得失ノコト」てふ條下に慧然・慧琳・深勵三師の宗學を峻烈に非難しつゝ、たゞ慧徹師に限つて「香雲庵ハ御文ノ正意ヲヨクエテ勸化セラル」等と記してゐる事實、此等の叙述は全く彼の力説する所、慧徹學説に根柢あるを雄辯に物語つてゐるものではないか。かゝる事情より推想するも、寶嚴を陰に陽に庇ひ、以てよく三業の徒と華々しく論戰せしめた背景の學匠こそ實は寂定院であつた。それと同時に、彼の片腕として良き相談役たりしに法幢坊慧藏のあつたことをも記憶さるべきであらう。(『要義編』參照。)

かくの如くにして、寶嚴が堂々學寮を表に出し、そこに力強き支持者の存在を暗示しつゝ、功存を問難せるが爲めに、従つて學林の徒が彼の論駁を以て直ちに兩派宗學の抗爭と見做し、ために之を破斥する事によつて本願寺派傳統の宗

學(三業の徒はかく自負してゐた)を積極的に顯彰し得る好機至れりとなし、これが應戰に全力を傾注せる事は蓋し自然の趨勢であつたと云ひ得る。彼等が著せる幾多の駁書に於て、期せずして當時の講主慧琳師の學說を稱名正因の邪義なりと冷評し、寶嚴もかゝる東派所屬の學徒なるが故に、佛體所歸・願心正因・三業歸命を拒否して遂に眞宗の大惡人に墮せりと異口同音に記して居るのは、學寮を敵視せる彼等の態度を充二分に反顯してゐるものと云ふ事が出来る。寶嚴が『問難書』に高倉學寮にまで返答すべく公言せるが爲めに、『本願訣』にて暗に所破の一分と目されし慧琳師が、當時講主たりしが故に三業の徒より攻撃を受くるに至つて居るのは、芳山との筆戰に遠因ありとは云へ、彼等が寶嚴の背景的人物こそ理綱院ならむと思考せる謬見に基つたのである。『眞宗要義編』に

「コノユヘニ本願訣ニハタ、カノ黒谷傳ヲハシメ所依ノ文ノ正義ヲノヘテ、ヲノツカラ二業タノミノヤフル、ヤウニノミカキアラハシテ、アラハニカノ義(慧琳學說ヲ指す)ヲ評破セス、コレヲ世人ハシラサルナリ、」
と語るものある、よくこの邊の消息を漏してゐるものと見る事が出来る。

かく、上述の如く洞察することに依つて、寶嚴に對する破斥書の多部を占むる理由が在來の諸說の如く功存學說擁護てふ單純なる消極的説明の與へらるゝ以外、更には兩派宗學の拮抗てふ積極的意識の介在をも多分に考慮する必要がある。かゝる特殊の事態を闡明することに於て、愈々寶嚴の論戰が一段の重味を加へ、彼が三業惑亂史上占むる地位は、學寮を背景としての甚だ興味ある役割を有せるものなりし事が理解せらるゝ。

(註)(一)大原性實師論文「願生歸命辨を中心とせる信仰に關する論難」(『龍大論叢』二六六號、三六一—三八頁圖示)參照。

(二)『扶膜篇』(四)左。

三業惑亂史上に於ける寶嚴の地位と講師深勵の苦闘

(三)

講師深勵は、直接寶嚴を支持せざるのみか却つて彼が意業偏重の謬見をば手厳しく論駁せるも、然し三業の新義によつて安心、更には宗學の上に統一を缺くこと夥しく、之が驚くべき反映を當時一派教團に與へて左祖の邪執につぐに反動的異計、實に紛亂極りなき事態を深く憂慮し、之が是正と隣派騒動の鎮靜に心肝を碎きて寧日ともなき有様であつた。殊に法門擾亂の極にありし享和の初め、深勵の心痛愈々加はり、遂に當時該派に於ける古義派(信樂系)の第一人者道隱をば援助することに依つて、速かに事件の解決せられむことを期待することゝはなつた。『佛門立志編』(初編^{三二}右)に、

「享和ノ初、法門愈亂ル。高倉ノ講師深勵、深ク之ヲ患ヒ、旨ヲ其門人ニ傳ヘテ、竊ニ隱ヲ見ントス。因テ相約シテ糺之杜ノ茗肆ニ會ス。勵、先問テ曰。聞ク貴派三業ノ異解、禍根既ニ張ルト。足下、如何カ之ヲ、處理セントスル。」云

と述べらるゝものに接せば、深勵師が祕かに道隱と會見し、之が處理方法に關して相互熟議を重ね、各々忌憚なく意見を交換せるものなりし事が知らるゝ。該『佛門立志編』には尙次の如き事實をも傳へてゐる。それは後日道隱が、美濃より京師を経て泉州祐貞寺に下れる砌、道隱の門下師の身邊を案じてこれを擁護し、丁度京師を過ぎ伏見を出で、搭船に乗ぜざる時のことである。道隱護衛の一人勘三郎は船に従つて陸行し、之を見守れるのである。所が彼と同じく陸行するの一士人時々船中を覗ふ。勘三郎は彼の刺客ならむことを疑ひ、相並行し、守備愈々努めたのである。所が

事なく祐貞寺に到着後、道隱に謁を請へる人こそかの刺客と疑はれし一士人であつた。彼は一書を懐中より出し之を道隱に捧げしに、道隱そが書を讀畢つて厚く彼の勢を謝し、歸つて和上に無事なりし旨を傳へしめて、そが厚情に感激せるてふ史實が記載せられてゐる。この和上と呼ばれし人こそ深勵師にして、師は道隱が途次萬一の事あらむを慮り、一士人をして暗に保護せしめたのであつた。この一事より推想するも、深勵が彼に示せる友情は實に濃かなりしものであつたのである。思ふにこれも、全く深勵が瞬時も早く三業の邪徒をば屈服せしめむとせる熱意の現はれに外ならなかつた。

かくの如く深勵は、一面本願寺派の巨匠道隱を扶けてよく三業の徒に當らしめ、他方そが餘波を受けて鼎沸も營ならざりし大谷派宗學界の統制に東奔西走し、三業の徒輩に左袒せる西江州の異義、公嚴の邪執、肥後法幢の異計、これが反動として醸成せられし江州願應寺の一件等を調理教誡し、又越後義忠の謬見を破し、更には山科閑栖寺の邪義にも關係して、彼が破邪的方面に遺せる功績は實に多大なるものがあつた。就中師がよく地方にて講筵を結び、安心の正義を教示して當代の邪義を批判し、愚俗をして黑白岐路に迷はざらしむる様骨折れることは餘りにも有名である。享和三年四月六日、達如宗主より法義安心筋心得のため洛陽・伏見・大津・山科・粟津五ヶ處の門末に御廻狀出され、同年五月二十七日未刻、集會所に於てそれら門末に御教諭の趣を講説せるが深勵師であつた。彼はそが講説に於て、三業安心に對する峻烈な批判は勿論、意業募りの不正義たる所以を破するの鋭きものある、全く同年春寶嚴異執の調理教誡せられし直後だからのことであらう。(『東當善知識洛陽五ヶ所御門末江御教誨聞書』參照) 而してこの間留意すべきは、私の披見せる該記録の奥によれば、そが寫人の俗人なりてふ一事である。此に依つて是を思ふに、當時彼の講話・

法談が各地愚昧の徒にまで轉寫味讀せられ、それが當代異義批判の龜鑑として金科玉條の重きをなし、よく彼等をして正當なる安心把持に役立てるものであつたのである。これ亦深勵の徳望の然らしむる所でもあつたらうか。

(四)

かくて一派安心の統一に粉骨碎身、絶大の努力を惜しまざりし講師深勵は、更に學的立場に於ても、三業派學說の眞宗々義に乖き、祖意を冒瀆するものなる旨趣を理路整然たる研究の透徹さを以て餘す所なく綿密精細に批判檢討し、又寶嚴の謬見をも論駁することによつて宗義の生命を見失はざる様周到な注意を拂つたのである。師の數多き筆録を繙くならば、到る處、右の如き邪說に對する鋭犀なる批判と、そして眞摯なる學的態度の謙虛さに接し得るであらう。以下『改悔文聞書』(六九―七九)に示さるゝ三業頼みの七失、及び意業募りの三相違の思辨に就き、一瞥を興へ置くこととする。

先づ三業邪執の七失とは、

(一) 違ニ一念歸命ニ失、『御文』の「タノム」一念とは、一切の時間概念にて律し得ぬ時剋の極促たる信一念を意味する。然るに若し三業の表詮を以て「タノム」と云はゞ、そは身・口・意三念の歸命と云ふ可し。従つてそが主張、成就の一念の深趣に合はざる事明らかではないか。

(二) 執ニ不決定憑失、「タノム」は救済完了の自覺にして決定信の相である。所が邪徒の説くが如くば「タノム」意識の外に更に決定心が要求せらるゝ。爲めに「タノム」一念は未だ不決定の域を出でなく、従つてそは深信にも非ざる自力淺心の頼みに墮すこととなる。

(三)「不得^{トラス}解^{トラス}」憑^{トラス}言^{トラス}失、祖師以來「タノム」とは「すがり任する」を本義とし、絶對依憑至純なる信仰を表示するものなるに、これを欲願の意と曲會し、欲生歸命を語るは驚く可き謬解である。

(四)違^{トラス}祖釋、失、三業頼みの文證理證、祖釋の上にそが片影すらも見られ得ぬではないか。

(五)譬^{トラス}不合説^{トラス}失、邪徒は暑氣^{トラス}敷ければ自ら暑しの口業として發動する如く、「助ヶ給へ」の心狀^{トラス}争^{トラス}か口に流出せざらむやと。之には法譬不齊の失ありと云ふ可きである。つまり口業は第二念にして意業とは異時なるからである。従つてかゝる第二念に涉る譬を以て一念歸命・安心決定の端的の論證に當てむとするは曲解も甚だしい。

(六)失^{トラス}回向體^{トラス}答、六字名號を離れて語り得る佛回向の體はない。而してそが名號を心に全領するを信と云ひ、吾人の經驗的行爲として現實化せるを稱名とする。然るに意・口二業何れも「助ヶ給へ」ならば、佛の回施し給ふ所「助ヶ給へ」の言てふ事になり至らざるを得ない。これ前代未聞の私見でなくて何であらう。

(七)捨^{トラス}臨終場^{トラス}失、長命の人は暫し指して論ぜず、若し短命の機ありて本願の救濟を信受し、疑念去つて直ちに命終せば三業歸命なきを以て救はれざらんと思想するや、これ一ら信一念の祖釋を見忘れしに基づく臆斷と云はねばならない。以上はそが七失の要領である。次に意業募りの三相違とは、

(一)實・不實の相違、正意も「助ヶ給へ」を意業なりと領解する點に於て、意業募りの所説と同ずる。然れども正意は歸命即信てふ如實なる心狀たるに、意業募りのそれは歸信各別の意業に執するのであるから自力不實の思ひである。

(二)覺・不覺の相違、不正義にては「タノム」覺あらねばならぬとする。これ蓋し自力妄情によるからの事である。

(三)淺深相違、深く頼むの教語をば、意業の徒は頼む己が心を強執して自力淺心となり、正意では佛力回向の他方

深信に立つ。

と云ふのである。尙、『末代無智御文講義』(中・四二左)に「佛タスケタマヘト申ス」てふ教示を口上頼みの證權たらしむる三業の徒に、(一)佛の本願に違す、(二)祖釋に定據なきの難、(三)格言に違するの難、(四)信行にあらざる難、(五)道理にあらざる難、てふ五過を指摘し、具さに彼の新義の根株を斷滅すべく企圖してゐる思辨の存在も見忘れられてはならない。

某時(文化初頭歟)、寺社奉行脇坂淡路守より彼等が邪義批判を請はれし節、そが請に應じて深勵の答申せるものは三業歸命五失(右に示せる第六・第七の二失を除く)意業歸命三相違であつた、(『三業歸命五失意業歸命三相違』(寫)一卷・參照)かゝる深勵師の答申が、當時三業惑亂裁判の基準とせられ、それがかの一件解決に與つて多大の貢獻をなせるものなる事實は、吾人の特に記憶すべき點であらう。

かくて天下の視聽を集めし宗教擾亂も、遂に解決の域に達し、文化三年七月十一日、三業の徒それ〴〵其罪に照して所刑申渡され、西本山又逼塞の命を受けて百日間閉門せるのである。十一月四日日本山開門の許出づるに及び、六日鴻之間にて御裁斷並びに消息の披露が行はれた。深勵そが席に侍り、隨喜の涙に咽びしと云ふ。過ぎし日の苦闘の跡を追想し、實に感慨無量、萬感胸に逼るものありしに相違ない。(昭和十一・五・十七稿)

註(一)中井玄道師論文「三業惑亂の大觀」(『龍大論叢』二六三號三一頁)參照。

附記(本稿は僅少の史料によつて一往纏めたるに過ぎない。従つて尙參照すべき幾多素材の存するものあるであらう。先輩諸師の是正と、新資料の指示を仰ぎ得ば幸甚である。)